

短期入所生活介護重要事項説明書

様

社会福祉法人 串本福社会
在宅福祉総合センターにしき園

重 要 事 項 説 明 書

[令和 年 月 日]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0735-62-6922、0735-62-5165
 受付時間 毎日 8:30～17:30
 生活相談員 永石 和、藪 雅弘、村上義典

2. にしき園指定短期入所生活介護事業所の概要

(1) 指定番号及びサービス地域

事業所名	にしき園指定短期入所生活介護事業所		
所在地	串本町二色160番地		
介護保険指定番号	従来型多床室	3072400306	
	ユニット型	3072500758	
サービス提供地域	串本町、古座川町、那智勝浦町、太地町、すさみ町		

(2) 同事業所の職員体制

職 階	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者	施設長	1		1
生活相談員	社会福祉士	(2)		(2)
機能訓練指導員	准看護師・鍼灸師	1	1	2
事務員		1		1
看護 介護 職員	看護師	2		2
	准看護師			
	介護福祉士	16	2	18
	他 介護職	2	2	4

※ () 内は兼務

(3) 同事業所の設備の概要

定 員	40名	静養室 (本館)	27.5 m ²
4人部屋	4 室 (1室 37.4 m ²)	医務室 (本館)	26.13 m ²
2人部屋	2 室 (1室 18.2 m ²)	医務室 (新館)	23.07 m ²
旧 個室 ユニット型個室	12室 (1室 9.63 m ²)	食堂 (本館)	57.04 m ²
	10室 (1室 15.76 m ²)	機能訓練室	48.0 m ²
		交流ホール	124.16 m ²
浴室	一般浴槽、個別浴槽、 特殊浴槽があります。		

浴室、静養室、医務室、食堂、機能訓練室は特別養護老人ホームとの共用です。
 なお、特別養護老人ホームに空きベッドが出た場合は同事業所のベッドとして利用していただくことがあります。

3. サービスの内容

(1) 送迎

ご自宅への送迎時間は下記の時間帯で対応させていただきます。

お迎え時間 午後1時30分から2時30分ごろ

お送り時間 午後2時30分から3時30分ごろ

送迎は当事業所の車輛にて行います。ご家族による自家用車での送迎も可能です。

その際は、送迎加算料金の負担はありません。

(2) 食事

利用当日は、特別養護老人ホームにしき園厨房にて調理した食事を用意します。なお当事業所内には、喫茶コーナー「喫茶こんぺいとう」を設けており、コーヒー、紅茶等、安価で提供いたしております。

(3) 入浴

ご利用者の状況、ご希望により入浴方法を決定致します。現在「介助浴」「特別浴」ともに特別養護老人ホームに設置された浴室にて実施しています。

(4) 機能訓練

ご利用者に現状の身体機能を維持していただくため、レクリエーション、ゲーム等を集団にて実施しますが、個別的な機能訓練を実施するための平行棒等の器具も設置しております。

(5) 健康管理

ご利用者個々人の状態に応じて看護職員によるバイタルチェックを行います。特定疾患や持病等の疾病診察・治療は主治医になりますが、表皮剥離等の軽症については当診療所での診察・治療が可能です。

(6) 生活相談

ご利用者の自宅での生活や、今後の生活について悩みや相談のある場合は、生活相談員にご相談下さい。

(7) 事故発生時等緊急時の対応

サービス利用中に、ご利用者の病状の急変やその他事故等が発生した際には、家族または緊急連絡先へ連絡を取ると共に、速やかに主治医や関係機関に連絡を取り必要な処置を講じます。

(8) 身体拘束の禁止

当事業所では、ご利用者の尊厳を重んじるという観点から行動・活動の制限はできる限り行わないようにしております。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前にご利用者及びそのご家族へ十分な説明をし、同意を得ることとします。

4. 利用料金

(1) 介護保険サービス利用負担額、食費、居住費

重要事項説明書 別紙（多床室、ユニット型個室）の料金表

(2) 上記（1）以外の費用

① 個人専用持ち込み家電製品の電気代（日額）

・テレビ 50円 ・冷蔵庫 30円 ・電気毛布 20円

② 貸し出しテレビのリース代（日額）

- ・150円（台数に限りがありますのでご了承下さい）

③その他

- ・病院、医院の受診した際の診察料や薬代はご利用者負担となります。
- ・喫茶における飲食や売店でのご購入はメニュー等表示額によるご利用者負担となります。
- ・サービス提供の実施記録等の複写料については、ご利用者の実費負担となります。

(3) サービス利用取消料

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって中止の申し出がなかった場合、取消料として下記の料金をいただきます。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。利用中止の際は、至急連絡ください。

①ご利用の前日午後5時までに連絡をいただいた場合	無料
②ご利用の当日午前8時までに連絡いただいた場合	当該基本料金の10%
③ご利用の当日午前8時前までに連絡がなかった場合	当該基本料金の50%

(4) 支払方法

毎月、10日以降に前月分の請求をいたしますので、請求月の26日までにお支払いください。上記ご利用料金のお支払方法については、できる限り口座自動引落しでお願いいたします。（全金融機関で可能）なお、口座自動引落し所定の申し込み用紙は、当事業所にありますのでお申し出ください。

(5) 連帯保証人

- ①連帯保証人は利用者と連携して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
- ②前項の負担は下記の極度額を限度とします。
多床室（事業所番号：3072400306） 極度額 50万円
ユニット型個室（事業所番号：3072500758） 極度額 70万円
- ③連帯保証人が負債する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに確定するものとします。
- ④連帯保証人から請求があったときに当施設は、連帯保証人に対して遅滞なく利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、ご利用者の全ての債務の額に関する情報を提供します。

5. サービスの利用にあたって

(1) サービスの実施と記録

短期入所生活介護計画に基づき、サービスを提供します。利用日のご本人の状況、サービス内容等は「連絡帳」に毎回記録し、帰宅時にご利用者に手渡しますので、ご利用日には必ずご持参ください。また、ご家族からの要望がありましたら、連絡帳に記入してください。

(2) サービス内容の変更について

担当ケアマネージャーによる居宅介護支援計画の変更により短期入所生活介護計画も変更する場合があります。その場合は必ずご本人及びご家族の同意を得ます。

(3) サービスの終了

①ご利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申込ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員の不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

④その他

A 以下の場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了させることができます。

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者がご利用者やご家族への守秘義務に反した場合
- ・事業者がご利用者やご家族などに対して社会通念を逸出した行為を行った場合
- ・事業所が破産した場合

B 以下の場合、事業者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了させることができます。

- ・ご利用者がサービス料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金支払いの催告にもかかわらず10日以内に支払われない場合
- ・ご利用者やそのご家族などが事業者やサービス従事者に対し、本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合

(4) 災害の緊急対応について

① 施設の状況と利用者様の安否確認は「災害用伝言ダイヤル 171」をご利用ください。

② 電話通信回復に応じて、今後の対応についてご家族様にご相談致します。

(5) 施設・設備使用上の注意

- ・喫煙は職員の指示に従い指定された場所でのみ可能です。
- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用してください。
- ・故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず施設内の設備を壊たり汚したりした場合には、ご利用者の実費負担により現状に復していただくか、または相当額の代価をお支払いいただく場合があります。

6. ハラスメントの防止等について

(1) 事業者は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項等の規定に基づき、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等の防止のための雇用管理上の措置を講じます。

(2) 利用者及びその家族等は、介護サービスの利用に当たって、次の行為を禁止します。

- ① 職員に対する身体的暴力（直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為）
- ② 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的ないやがらせ行為等）

(3) 上記(2)の行為により、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったときは、事業者は、(相当な期間の経過後) 介護サービス契約を解除することができる。

7. 写真の撮影・掲載について

「にしき園だより」や学生による福祉体験等で、ご利用者の写真が撮影・掲載される場合があります。差し障りのある方はお申し出下さい。

8. サービス内容に関する苦情相談

(1) 当事業所のお客様苦情受付担当

生活相談員 永石 和、藪 雅弘、
電 話 0735 (62) 6922 、0735 (62) 5165
F a x 0735 (62) 6923 、0735 (62) 5338
受付時間 月～金 8：30～17：30
(但し、12月30日～1月3日を除く)

(2) 当事業所への苦情につきましては、下記窓口でも相談できます。

- ① 串本町役場 福祉課介護保険担当 電話 0735 (62) 0562
- ② 和歌山県国民健康保険団体連合会 電話 073 (427) 4673

8. 第三者評価の実施状況

項 目	内 容
(1) 実施の有無	有 ・ 無
(2) 実施年月日	令和 年 月 日
(3) 評価機関の名称	
(4) 評価結果の開示	有 ・ 無

9. 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 串本福祉会
代表役職・氏名 理事長 和田 利文
本部所在地 〒649-3512 和歌山県東牟婁郡串本町二色160・165番地

§ 契約事前確認について §

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

事業者

所在地 和歌山県東牟婁郡串本町二色160・165番地

名称 にしき園指定短期入所生活介護事業所 ㊞

説明者 所属 にしき園指定短期入所生活介護事業所

氏名 ㊞

私は本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明並びにその交付を受け、短期入所生活介護サービスの提供開始に同意いたしました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ ㊞

身元引受人 住所 _____
(連帯保証人)

氏名 _____ ㊞